

箕面市生活支援サポーター養成研修事業補助金交付要綱

制定 平成二十九年二月二十三日箕面市訓令第五号
改正 令和三年八月三十一日箕面市訓令第五十八号

（趣旨）

第一条 箕面市訪問型サービスAの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱（平成二十七年箕面市訓令第十八号）第二条第一号に規定する訪問型サービスA（以下「訪問型サービスA」という。）の事業に従事する者の養成に対する生活支援サポーター養成研修事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、箕面市補助金交付規則（昭和四十六年箕面市規則第二号。以下「交付規則」という。）、社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例（昭和五十八年箕面市条例第二十五号。以下「助成条例」という。）、社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例施行規則（昭和五十八年箕面市規則第十号。以下「助成規則」という。）及び箕面市健康福祉部所管に係る社会福祉法人に対する助成の手続に関する要綱（平成十八年箕面市訓令第三十号。以下「助成要綱」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（交付対象事業）

第二条 補助金の交付の対象となる事業は、大阪府介護員養成研修事業者指定要綱に基づき介護保険法施行令（平成十年法律第四百十二号）第三条第一項第二号に規定する介護員養成研修事業者の指定を受けた事業者（以下「研修事業者」という。）が実施する生活支援サポーター養成研修（以下「研修」という。）とする。

- 2 研修の実施内容は、別に定める。

（補助金の額等）

第三条 補助金の額は、研修を受講し、及び修了した者（以下「研修修了

者」という。) 一名につき、研修事業者が研修の実施に要した費用の総額

を研修受講者数で除した額又は一万円のいずれか低い方の金額を限度と

し、予算の範囲内で市長が定める額とする。

2 補助金の額の算定の対象となる研修修了者は、次の各号のいずれかに該当する者に限る。

一 本市が指定する訪問型サービスAの事業者に従事することを希望する者

二 本市が指定する訪問型サービスAの事業者に従事することが確定している者

三 その他市長が必要と認める者

(研修事業計画)

第四条 研修を実施しようとする研修事業者は、次の各号に掲げる書類を市が定める期日までに市長に提出しなければならない。

一 箕面市生活支援サポートー養成研修事業計画書（様式第一号）

二 研修の実施に係る収支予算書

三 前二号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(研修内容の承認)

第五条 市長は、前条に規定する書類の提出があつたときは、必要な審査を行い、研修内容の承認の適否を決定し、箕面市生活支援サポートー養成研修内容承認・不承認決定通知書（様式第二号）により通知するものとする。

(交付申請)

第六条 補助金の交付を受けようとする研修事業者は、社会福祉法人以外の者である場合にあつては、前条に規定する研修内容承認決定の通知後、交付規則第四条第一項に規定する箕面市補助金交付申請書に、次に掲げ

る書類を添えて市が定める期日までに市長に提出しなければならない。

一 補助金の交付を受けようとする研修の受講者名簿

二 その他市長が必要と認める書類

- 2 申請者が社会福祉法人である場合にあつては、前条に規定する研修内容承認決定の通知後、助成規則第三条に規定する社会福祉法人助成申請書に、前項各号に掲げる書類を添えて市が定める期日までに市長に提出しなければならない。この場合において、助成要綱第三条に規定する助成内容明細書及び助成条例第三条各号に掲げる書類は、第四条各号に定める書類をもつて代えることができる。

（実績報告）

第七条 補助金の交付決定を受けた研修事業者は、研修終了後、その終了日が属する市の会計年度の末日までに交付規則第十二条に規定する箕面市補助事業実績報告書に交付規則第四条第二項各号に掲げる事項を記載した書類として、又は助成要綱第十条第一項に規定する助成事業実績報告書に同条第二項に規定する添付書類として、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

一 箕面市生活支援サポーター養成研修補助事業報告明細書（様式第三号）

二 研修の実施に係る決算書

三 研修修了者名簿

四 前三号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の交付等）

第八条 補助金は、交付規則第十六条第一項本文又は助成要綱第十三条第一項本文に基づき補助金の額の確定後に交付するものとする。

（個人情報の取扱い）

第九条 研修事業者は、研修の実施に關し知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止のために必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、補助金の交付の申請又は実績報告に当たり、研修の受講者の氏名その他補助金の交付手続に必要な限度において当該受講者に係る個人情報を市に報告することについて、受講者から同意を得ておかなければならぬ。

(委任)

第十条 この要綱に定めるもののほか、研修の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（平成二十九年箕面市訓令第五号）

この要綱は、訓令の日から施行する。

附 則（令和三年箕面市訓令第五十八号）

この要綱は、訓令の日から施行する。